

城島中学校生徒会の考える校則

令和5年度 生徒会作成

第1条「安心・安全」

安心・安全を第一に集団で学校生活や行事に取り組む。

第2条「自分たちで」

自分たちで考えて行動して自主性を身につける。

第3条「心も成長」

コミュニケーションを通して、友達関係や思いやりの意識を高める。

第4条「これからにつながる」

社会でも活躍できるようにする。

服装等の細則は別途定める。

細則の一部（令和6年度より運用分。令和5年度に前倒しのものも有り。）

■ 服装

服装は、学校のきまりを守りましょう。（令和9年度に、久留米市新標準服へ完全移行。）

冬服



I・II型

中間服

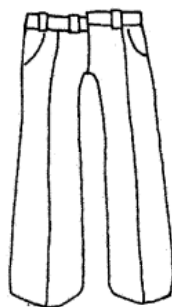


夏服



I・II型

スラックス



スカート

キュロット



- ・校内では必ず名札を着用する。スラックスはベルトを着用する。ベルトは（黒、茶、紺の単色）とする。スカート・キュロットの長さは膝が隠れる程度とする。
- ・中間服のシャツの裾はスラックス・スカート・キュロットに入れる。夏服のシャツの裾は、気候や体調に応じて入れても、出しても良い。

■ 頭髪等

頭髪や眉毛などは清潔で自然なものを心がけましょう。パーマ（縮毛矯正も含む）・染色・脱色・アシンメトリーや極端な段差のあるような奇抜な髪型は禁止です。

- ・肩につく場合は、後頭部でゴム（黒・紺・茶）で結ぶこと。
- ・前髪は目にかからないようにすること。
- ・整髪料は使用しないこと。
- ・髪飾りや派手なピンは使用しないこと。
- ・眉毛を抜いたり、切ったり、そったりしないこと。耳にピアスの穴を開けないこと。

■ バッグ

バッグは学校指定の物（Jバッグ）を必ず使用します。部活動等の道具を入れるためのサブバッグを合わせて使用することは可とします。

■ 通学用の靴・靴下

通学用の靴は白もしくは黒を基調とした運動靴とします。体育の授業等にも使用できる物とし、ハイカットや革靴は禁止とします。靴下は、白・黒・紺・グレーの単色の物とします。

- ・靴下の長さは膝下までのものとし、ポイントやラインは2つまで可。

■ 防寒着・防寒具

防寒着（コート、ウィンドブレーカー等）、原則11月下旬～3月までとし、教室等内の空調が機能しない場合を除き、登下校のみの着用とします。防寒具（手袋、マフラー等）は、通年で使用可としますが、登下校のみの着用とします。詳細については、11月配布の「防寒着・防寒具についてのお知らせ」の内容を守りましょう。